

令和5・6年度 南城市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

南城市が発注する建設工事等の競争入札に参加を希望される事業者は、以下の要領に基づき申請書類を提出してください。

1 入札参加資格審査申請要件

次の①～⑩までの要件を全て満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者。
（同条第2項各号に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。）

- ① 申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ② 申請する業種について、審査基準日が令和3年7月1日以降の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- ③ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- ④ 雇用保険（労災保険）に加入していること。（従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- ⑤ 建設業退職金共済制度（建退共）に加入していること。
- ⑥ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入を免除されている業種を除く）
※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- ⑦ 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- ⑧ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者。

2 入札参加資格審査申請の希望業種

南城市に登録を希望する業種は、建設業許可及び経営事項審査を受けた業種の中から **システムにて入力してください**。なお、紙申請の方は『登録希望業種調書（様式第2号）』より選択してください。【登録希望業種チェック欄へ✓をお願いします。】

※ 建設業許可又は経営事項審査の いずれかを受けていない業種は登録できません。なお、一度登録した業種については次回（令和7・8年度）まで変更はできません（地位の承継等による場合を除く）。

3 留意事項

入札参加資格審査申請をした者が次の①～③のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- ① 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類に虚偽の記載や、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- ② 審査のための実態調査及び不備書類の要求に応じないとき。

③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。

※ 本店（支店又は営業所）確認の基準は、次のとおりです。

ア 看板及び標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が居住兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。

イ 市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常駐していること。

ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。

エ 転送電話等のみではないこと。

オ 本店にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書）に記載されていること。（法人に限る）

※ 建設工事等の等級格付は、沖縄県の格付ランクを南城市の格付ランクとして登録しま
す。なお、沖縄県に登録を行わず、南城市に登録を行う沖縄県内の事業者は各業種の格付の最低ランクとして登録を行います。

※ 県外事業者については、等級格付は行いません。

4 申請の方法（インターネットでの申請となります）

① 受付期間

令和5年2月1日（水）～28日（火） ただし、土・日曜日、祝日を除く。

午前8時30分～午後9時まで

※インターネットの環境が無い等の理由により、やむを得ない場合には窓口、郵送申請を可とします。（窓口受付：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時00分。郵送は2月28日（火）消印有効）

② 受付場所（インターネット環境がない方等）

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所2階 東側共用会議室（213）

③ 提出方法

ア 原則、インターネットでの申請受理で提出となります。

入札参加申請システム（市公式ホームページ参照）

URL：<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/jigyosha/1670371841/1667980020/>

イ やむを得ない場合は直接ご持参いただくか郵送での受付を行います。

※ 郵送した書類に不備があった場合、着払いでの返送し再度送付して頂く、又は来庁を依頼し不備書類の差し替えを行って頂くことがあります。

ウ やむを得ず、紙媒体で提出する場合、「5 提出資料一覧表」の番号順にインデックス表示（間紙へ）し、フラットファイルA4S版（ピンク）に綴り、表紙、背表紙に「令和5・6年度建設工事入札 参加資格審査申請書」及び「商号」を明記し提出してください。

※ 申請書を直接ご持参頂く場合は、記載内容について説明できる方が持参してください。

（行政書士等へ委託した場合、提出前に書類内容の確認をお願いします。）

※ 受付の控えを希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）」のコピー又は受付票を1部準備してください。

※ 郵送提出をする方で受付票を希望する場合は、受付票ハガキを作成し（宛名記入・切手貼付）同封してください。

5 提出書類一覧表

★システム申請で必須の添付ファイルがつけられない理由がある場合は、「インターネット用ファイルが添付できない理由書」（HP 掲載）を記入のうえ、理由書を添付ください。

No	提出書類	システム申請の場合	紙申請の場合	説明
ー	チェックリスト	無し	提出	提出書類について内容等の確認を行い、✓マーク（不要なものは\）を記入してください。
1	建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	システム入力	提出（原本）	登記印鑑（個人は実印）を押印すること。
	建設工事入札参加資格審査申請書（沖縄県様式）（写し）※受領印あり	データファイル添付	提出（写し）	※沖縄県の受領印必須
2	印鑑証明書	データファイル添付	提出（写し可）	法人事業者：代表者印（会社実印） →法務局にて発行 個人事業者：事業主印（実印） →市町村発行※印鑑登録証が必要です。
3	委任状・使用印鑑届（任意様式）	データファイル添付	提出（原本）	支店又は営業所に契約等の権限を委任する事業者のみ提出してください。 ※法人の場合には、会社名及び役職名の記載がある印を押印してください（個人の印は使用できません）。
4	登録希望業種調書（様式第2号）	システム入力	提出	南城市に登録を希望する業種のみ を記載してください。
5	建設業許可証明書又は通知書	データファイル添付	提出（写し）	提出日現在で有効期限内にあるもの。 ※令和5年4月1日で有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	データファイル添付	提出（写し）	審査基準日が令和3年7月1日以降で最新のもの。 ※令和3年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後に通知書を提出すること。
7	入札参加適格合格通知書	データファイル添付	提出（写し）	沖縄県へ登録している事業者のみ ※令和5・6年度分は更新後に通知書を提出すること。
8	登記事項証明書（履歴事項証明書）	データファイル添付	提出（写し可）	法人事業者のみ
9	代表者の身分証明書	データファイル添付	提出（写し）	個人事業者のみ
10	代表者の登記されている	データファイル添付	提出	個人事業者のみ（法務局にて取得）

	ないことの証明			
11	住民票抄本（本籍入り）		提出	代表者が南城市内に本籍又は在住している場合のみ
12	支店又は営業所一覧表（様式第3号）	データファイル添付	提出	
13	工事経歴書（様式第4号）	データファイル添付	提出	沖縄県へ提出した写し可 直近2年間の受注工事を業種ごとに記入してください。
14	技術者登録一覧表（様式第5号）	データファイル添付	提出	「資格区分コード表」を参照し入力。 合格証明書又は免許証等の写しを添付すること。※1人で同一資格を有している際は上位のみ記入（免許証等の写しも上位のみ添付すること）。
15	技術職員名簿	データファイル添付	提出	経営事項審査に用いた技術職員名簿を提出してください。
16	専任技術者証明書【登録している最新の内容のもの】	データファイル添付	提出	建設業許可（更新含む）申請時に用いた証明書の写し
17	南城市在住従業員名簿（様式第6号）	データファイル添付	提出	令和5年2月1日現在 南城市在住の常勤従業員を記載すること。
18	営業証明書及び南城市内事業所案内図（様式第7号）【カラー印刷】	データファイル添付	提出	南城市内に本社（本店）、支店又は営業所を有する事業者のみ。 ※営業証明書は 税務課 で取得できません。
19	国民健康保険・厚生年金保険（加入・納付）証明書	データファイル添付	提出	年金事務所にて発行 ※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第8号）を提出してください。
20	労働保険証明書（労災のみは不可） ※領収書等（労災・雇用保険）の確認書類でも可		提出	※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第8号）を提出してください。
21	建設業退職金共済組合等加入証明書		提出	勤労者退職金共済機構各支部にて発行 ※その他の退職金共済制度に加入している場合は、その加入が証明できる資料を提出してください。
22	建設業労働災害防止協会加入証明書		提出	建設業労働災害防止協会にて発行 ※加入を免除されている業種を除く。
23	国税納税証明書（未納額がないことの証明書）	データファイル添付	提出	法人事業者：その3の3 個人事業者：その3の2 →税務署にて発行 ※直近2年分（令和3・4年度分）

24	県税納税証明書 (未納額がないことの 証明書)		提出	法人：法人事業税 個人：個人事業税 →県税事務所にて発行 ※直近2年分(令和3・4年度分)
25	市町村税納税証明書 ※ 南城市内に支店又は 営業所を設置して いる場合は南城市の 証明書を取得してく ださい。また、代表者 以外の方が取得する 場合は 委任状 及び窓 口に来庁される方の 身分証明書 が必要で す。		提出	法人(法人市民税・固定資産税・軽自動 車税) 個人(市民税・固定資産税・軽自動車税・ 国民健康保険税※国保加入者のみ) ※直近2年分(令和3・4年度分) ●市内事業者 (南城市内に支店又は営業所を設置 する者を含む) <u>納税証明書(上記項目ごとに課 税額・納税額がわかる資料)を税 務課にて取得。</u> ※「完納証明書」又は「滞納のない証 明書」は 不可 ●市外事業者 本社住所地(本社の権限を支店 又は営業所に委任する場合は、 <u>委 任先の住所地</u>)の納税証明書の写 しを添付。 ※「完納証明書」又は「滞納のない証 明書」でも可 ◎市内・市外事業者共通事項 徴収猶予の適用を受けている事 業所については、徴収猶予許可証 等の写しを添付。
26	経常建設共同企業体を 結成している場合 協定書	システム入力	提出	
27	ISO 認証取得証明書 エコアクション21 認証 取得証明書	システム入力	提出	ISO9000S、ISO14000S、エコアクシ ョン21(提出日現在で有効期限内 にあるもの)
28	障害者雇用状況報告書	システム入力	提出	公共職業安定所長への報告書 ※障害者雇用の法定義務のある事業者 は、報告書の写し。法定義務のない事業 者で障害者を雇用している場合は、 障 害者手帳 等の写しを添付。

※ 注意事項

- ① 提出書類の各種証明書は、**令和4年11月2日以降に発行されたもの**を提出してください。た
だし、商号(会社名)等記載事項に変更等がある場合は、最新の資料を提出してください。
(各証明書は発行日から3ヶ月以内のものが必要となります。そのため、受付開始日の前日を

基準に「11月2日以降に発行されたもの」としています。）

- ② 各種証明書について、**代表者以外の方が証明書を取得する場合**は「代表者からの委任状等」が必要となる場合があります。詳しくは証明書を発行する官公署等へお問い合わせください。
- ③ **徴収猶予の適用を受けている事業所**については、猶予許可証等の写しを添付してください。
- ④ 指定された色のファイル（**ピンク**）に綴ってください。
- ⑤ **個人事業者に関しては**、本籍地の市町村からの「身分証明書」と東京法務局が発行する「登記されていないことの証明」（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の2種類が必要となります。※東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

6 資格審査結果の通知及び公表

資格審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者は競争入札参加資格者名簿に登載し、南城市ホームページにて公表することにより申請者への通知に代えるものとします。なお、競争入札参加者と認められない者にはその旨通知します。

7 入札参加資格の有効期限

登録の日から令和7年3月31日（西暦2025年3月31日）までとする。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまでの間、引き続き有効とします。

8 建設工事入札参加資格審査申請変更届について（インターネットでの申請となります） 入札参加申請システム（市公式ホームページ参照）

URL : <https://www.city.nanjo.okinawa.jp/jigyosha/1670371841/1667980020/>

~~資格審査申請提出後、申請内容に変更が生じたときは、「建設工事等競争入札参加資格申請後変更届出書」に必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。~~

（変更例）

No	変更事項	添付書類
1	建設業許可の更新・変更	建設業許可通知書の写し
2	所在地（郵便番号含む）	登記事項証明書（履歴事項証明書）
3	代表者	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し 委任状・使用印鑑届（自社の支店又は営業所に権限を委任している場合のみ）
4	電話番号及びFAX番号	変更届出書のみ
5	経営規模等評価結果通知書 基準日の変更	経営規模等評価結果通知書・総合評定値 通知書の写し
6	技術職員の増減	・増員の場合、資格証明書の写し及び技術者登録一覧表（様式第5号） ・減員の場合、技術者登録一覧表（様式第5号）

7	資本金の増減	登記事項証明書(履歴事項証明書)の写し
8	使用印鑑の変更	印鑑証明書の写し 委任状・使用印鑑届(自社の支店又は営業所に権限を委任している場合のみ)
9	合併・営業譲渡等による承継	合併・営業譲渡等に関する確認書類の写し
10	廃業	廃業届の写し
11	沖縄県入札参加適格合格通知書	令和5・6年度 合格通知書の写し

※ 注意事項

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査)の有効期限は1年7ヶ月です(毎年変更届の提出が必要です)。**建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は、応札が無効となります**ので注意してください。

9 問合せ先

南城市役所土木建築部 都市整備課

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL 098-917-5371

FAX 098-917-5413